

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年 8 月 8 日

**【会社名】** 日本シイエムケイ株式会社

**【英訳名】** CMK CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 高 井 建 郎

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

**【電話番号】** 03 - 5323 - 0231(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡 部 明 広

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

**【電話番号】** 03 - 5323 - 0238

**【事務連絡者氏名】** 経理部長 岡 部 明 広

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年8月8日開催の取締役会において、平成26年10月1日を効力発生日としたうえで、当社を存続会社として、当社の連結子会社である日本シイエムケイマルチ株式会社、シイエムケイ蒲原電子株式会社、株式会社山梨三光及びシイエムケイメカニクス株式会社の4社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

#### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

##### a. 日本シイエムケイマルチ株式会社

名称	日本シイエムケイマルチ株式会社		
住所	新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目75番地6		
代表者の氏名	代表取締役社長	網本 浩一	
資本金の額	300百万円		
事業の内容	プリント配線板の製造及び販売		

##### b. シイエムケイ蒲原電子株式会社

名称	シイエムケイ蒲原電子株式会社		
住所	新潟県五泉市村松工業団地一丁目2番5号		
代表者の氏名	代表取締役社長	小池 正	
資本金の額	240百万円		
事業の内容	プリント配線板の製造及び販売		

#### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

##### a. 日本シイエムケイマルチ株式会社

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前	6,000個
異動後	個（吸収合併により消滅）
総株主等の議決権に対する割合	
異動前	100.0 %
異動後	%（吸収合併により消滅）

##### b. シイエムケイ蒲原電子株式会社

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数	
異動前	4,408個
異動後	個（吸収合併により消滅）
総株主等の議決権に対する割合	
異動前	91.8%
異動後	%（吸収合併により消滅）

#### (3) 当該異動の理由及びその年月日

##### a. 日本シイエムケイマルチ株式会社

###### 異動の理由

当社が、当社の特定子会社である日本シイエムケイマルチ株式会社を吸収合併することにより、同社が消滅するためであります。

###### 異動の年月日（予定）

平成26年10月1日（吸収合併の効力発生日）

b. シイエムケイ蒲原電子株式会社

異動の理由

当社が、当社の特定子会社であるシイエムケイ蒲原電子株式会社を吸収合併することにより、同社が消滅するためであります。

異動の年月日（予定）

平成26年10月1日（吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本シイエムケイ マルチ株式会社	シイエムケイ 蒲原電子株式会社	株式会社山梨三光	シイエムケイ メカニクス株式会社
本店の所在地	新潟県北蒲原郡 聖籠町東港 三丁目75番地6	新潟県五泉市 村松工業団地 一丁目2番5号	山梨県韮崎市 竜岡町下条 南割674番地	埼玉県秩父市 下吉田560番地
代表者の氏名	代表取締役社長 網本 浩一	代表取締役社長 小池 正	代表取締役社長 小池 正	代表取締役社長 新井 通浩
資本金の額	300百万円	240百万円	50百万円	200百万円
純資産の額 (平成26年3月31日現在)	847百万円	1,553百万円	549百万円	751百万円
総資産の額 (平成26年3月31日現在)	3,940百万円	5,845百万円	1,343百万円	918百万円
事業の内容	プリント配線板の製造及び販売			金型の製造及び販売

(注) 株式会社山梨三光は、平成26年4月30日をもって生産活動を終了しております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

a. 日本シイエムケイマルチ株式会社

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	11,934	11,591	9,663
営業利益（百万円）	143	386	363
経常利益（百万円）	216	265	315
当期純利益（百万円）	212	315	341

b. シイエムケイ蒲原電子株式会社

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	13,227	12,605	13,206
営業利益（百万円）	545	305	281
経常利益（百万円）	569	366	339
当期純利益（百万円）	334	209	210

c. 株式会社山梨三光

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	2,880	2,696	1,889
営業利益（百万円）	34	135	121
経常利益（百万円）	52	117	108
当期純利益（百万円）	23	101	379

d. シイエムケイメカニクス株式会社

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高(百万円)	774	799	729
営業利益(百万円)	7	10	0
経常利益(百万円)	16	26	12
当期純利益(百万円)	15	57	11

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

a. 日本シイエムケイマルチ株式会社

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本シイエムケイ株式会社	100.0%

b. シイエムケイ蒲原電子株式会社

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本シイエムケイ株式会社	91.8%
新潟クオリティサプライ株式会社	8.2%

c. 株式会社山梨三光

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本シイエムケイ株式会社	100.0%

d. シイエムケイメカニクス株式会社

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日本シイエムケイ株式会社	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

a. 日本シイエムケイマルチ株式会社

資本関係	当社は、日本シイエムケイマルチ株式会社の発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社の従業員が外向しており、また、役員を兼務しております。
取引関係	当社との間にプリント配線板の購入、資金の借入、設備の賃貸等の取引があります。

b. シイエムケイ蒲原電子株式会社

資本関係	当社は、シイエムケイ蒲原電子株式会社の発行済株式総数の91.8%を保有しております。
人的関係	当社の従業員が外向しており、また、役員を兼務しております。
取引関係	当社との間にプリント配線板の購入、資金の借入、設備の賃貸等の取引があります。

c. 株式会社山梨三光

資本関係	当社は、株式会社山梨三光の発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社の従業員が役員を兼務しております。
取引関係	当社との間に資金の貸付等の取引があります。

d. シイエムケイメカニクス株式会社

資本関係	当社は、シイエムケイメカニクス株式会社の発行済株式総数の全てを保有しております。
人的関係	当社の従業員が外向しており、また、役員を兼務しております。
取引関係	当社との間に金型製作の外注、資金の借入、設備の賃貸等の取引があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社はこれまで、プリント配線板の専門メーカーとして、国内の生産体制を当社工場と子会社にて事業を展開してまいりましたが、顧客における海外生産シフト及び低コスト志向が、今後ますます進むことが予想され、プリント配線板の市場変化に対応することが求められてきております。

当社は、国内市場の変化に対応するため、生産体制の最適化を検討いたしました結果、国内子会社を吸収合併し、経営資源を集約することで、業務及び人員体制の効率化を進め、更なる収益力を高めることを目的に、本合併を行うことを決定いたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、当該連結子会社4社は解散いたします。

吸収合併に関する割当ての内容

a. 日本シイエムケイマルチ株式会社、株式会社山梨三光及びシイエムケイメカニクス株式会社

当社は、日本シイエムケイマルチ株式会社、株式会社山梨三光及びシイエムケイメカニクス株式会社の発行済株式総数の全てを保有しているため、当該3社の吸収合併に際して、株式その他の金銭等の割当ては行いません。

b. シイエムケイ蒲原電子株式会社

	日本シイエムケイ株式会社 (吸収合併存続会社)	シイエムケイ蒲原電子株式会社 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る割当ての内容 (合併比率)	普通株式 1	普通株式 1,165

(注) 1 株式の割当て比率

シイエムケイ蒲原電子株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式1,165株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生直前時に当社が保有するシイエムケイ蒲原電子株式会社の株式(平成26年8月8日現在、4,408株)については、本合併による株式の割当てはいたしません。

2 合併により発行する新株式数等

本合併により割当てる当社の普通株式456,680株につきましては、当社が保有する自己株式をもって割当てを行うため、新規に発行する株式はございません。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、次のとおりであります。

## 合併契約書

日本シイエムケイ株式会社（住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号。以下「甲」という。）及び日本シイエムケイマルチ株式会社（住所：新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目75番地6。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

### （合併の対価）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対し甲の株式又はこれに代わる金銭等を交付しない。

### （増加すべき資本金、資本剰余金及び利益剰余金）

第3条 本合併により増加すべき甲の資本金、資本剰余金、利益剰余金の留保利益の額は、次の通りとする。但し、本合併の効力発生日における乙の資産及び負債の状況により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

(1) 資本金

増加しない。

(2) 資本剰余金

増加しない。

(3) 利益剰余金の額

利益準備金：増加しない。

別途積立金：増加しない。

繰越利益剰余金：合併の効力発生日における合併差益。

### （株主総会決議の省略）

第4条 本合併は、甲においては会社法796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

### （効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2014年10月1日とする。但し、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

### （会社財産の引継）

第6条 乙は、2014年9月30日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、本合併の効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

### （会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

### （合併条件の変更、合併契約の解除）

第8条 本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産又は経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約の規定以外の事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲が正本を、乙が写しをそれぞれ保有する。

2014年8月8日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
甲 日本シイエムケイ株式会社  
代表取締役社長 高井建郎

新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目75番地6  
乙 日本シイエムケイマルチ株式会社  
代表取締役社長 網本浩一

## 合併契約書

日本シイエムケイ株式会社（住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号。以下「甲」という。）及びシイエムケイ蒲原電子株式会社（住所：新潟県五泉市村松工業団地一丁目2番5号。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

### （合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、本合併に際して、甲の所有する自己株式（普通株式）を、効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲及び乙を除く。）に対して、その所有する乙普通株式1株につき甲普通株式1,165株の割合で割当てる。

### （増加すべき資本金、資本剰余金及び利益剰余金）

第3条 本合併により甲の増加すべき資本金、資本剰余金、利益剰余金の留保利益の額は、次の通りとする。但し、合併の効力発生日における乙の資産及び負債の状況により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

#### （1）資本金

増加しない。

#### （2）資本剰余金

合併の効力発生日における、自己株式の処分による減少。

#### （3）利益剰余金の額

利益準備金：増加しない。

別途積立金：増加しない。

繰越利益剰余金：合併の効力発生日における合併差益。

### （株主総会決議の省略）

第4条 本合併は、甲においては会社法796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

### （効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2014年10月1日とする。但し、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

### （会社財産の引継）

第6条 乙は、2014年9月30日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、本合併の効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

### （会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

### （合併条件の変更、合併契約の解除）

第8条 本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産又は経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約の規定以外の事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲が正本を、乙が写しをそれぞれ保有する。

2014年8月8日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
甲 日本シイエムケイ株式会社  
代表取締役社長 高井建郎

新潟県五泉市村松工業団地一丁目2番5号  
乙 シイエムケイ蒲原電子株式会社  
代表取締役社長 小池正

## 合併契約書

日本シイエムケイ株式会社（住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号。以下「甲」という。）及び株式会社山梨三光（住所：山梨県韮崎市龍岡町下條南割674番地。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

### （合併の対価）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対し甲の株式又はこれに代わる金銭等を交付しない。

### （増加すべき資本金、資本剰余金及び利益剰余金）

第3条 本合併により増加すべき甲の資本金、資本剰余金、利益剰余金の留保利益の額は、次の通りとする。但し、本合併の効力発生日における乙の資産及び負債の状況により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

(1) 資本金

増加しない。

(2) 資本剰余金

増加しない。

(3) 利益剰余金の額

利益準備金：増加しない。

別途積立金：増加しない。

繰越利益剰余金：合併の効力発生日における合併差益。

### （株主総会決議の省略）

第4条 本合併は、甲においては会社法796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

### （効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2014年10月1日とする。但し、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

### （会社財産の引継）

第6条 乙は、2014年9月30日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、本合併の効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

### （会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

### （合併条件の変更、合併契約の解除）

第8条 本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産又は経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約の規定以外の事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲が正本を、乙が写しをそれぞれ保有する。

2014年8月8日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
甲 日本シイエムケイ株式会社  
代表取締役社長 高井建郎

山梨県韮崎市龍岡町下條南割674番地  
乙 株式会社 山梨三光  
代表取締役社長 小池正

## 合併契約書

日本シイエムケイ株式会社（住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号。以下「甲」という。）及びシイエムケイメカニクス株式会社（住所：埼玉県秩父市下吉田560番地。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲は存続し、乙は解散する。

### （合併の対価）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対し甲の株式又はこれに代わる金銭等を交付しない。

### （増加すべき資本金、資本剰余金及び利益剰余金）

第3条 本合併により増加すべき甲の資本金、資本剰余金、利益剰余金の留保利益の額は、次の通りとする。但し、本合併の効力発生日における乙の資産及び負債の状況により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

(1) 資本金

増加しない。

(2) 資本剰余金

増加しない。

(3) 利益剰余金の額

利益準備金：増加しない。

別途積立金：増加しない。

繰越利益剰余金：合併の効力発生日における合併差益。

### （株主総会決議の省略）

第4条 本合併は、甲においては会社法796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

### （効力発生日）

第5条 本合併の効力発生日は、2014年10月1日とする。但し、本合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

### （会社財産の引継）

第6条 乙は、2014年9月30日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、本合併の効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

### （会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

### （合併条件の変更、合併契約の解除）

第8条 本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産又は経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

(本契約の規定以外の事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、甲が正本を、乙が写しをそれぞれ保有する。

2014年8月8日

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
甲 日本シイエムケイ株式会社  
代表取締役社長 高井 建郎

埼玉県秩父市下吉田560番地  
乙 シイエムケイメカニクス株式会社  
代表取締役社長 新井 通浩

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

シイエムケイ蒲原電子株式会社との合併比率算定につきましては、客観性を確保する観点から、独立した第三者機関による株価算定を行いました。当社においては、当社株式が東京証券取引所に上場されており、株価形成に関して特段の異常性が認められないことから、市場株価法(平成26年7月31日から当日を含み遡る22連続営業日の東京証券取引所市場第1部における当社株価終値の平均値により算定)を採用し、シイエムケイ蒲原電子株式会社においては、同社が非上場子会社であることから修正簿価純資産法を採用しました。以上の方法による算定結果等を総合的に勘案し、合併比率を算定し決定いたしました。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日本シイエムケイ株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 高井 建郎
資本金の額	22,306百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	プリント配線板の製造及び販売

以上